



## Lepton Solar 太陽電池モジュール (PV Modules) の保証について

### 条項1. 制限付製品保証 — 15年間の修理又は交換保証

リープトンエナジー株式会社は、Lepton solar太陽電池モジュール（以下「太陽電池モジュール」という）について、取扱説明書に基づき、適正な設置、通常の使用環境で正規の保守をされていることを前提に、材料及び工場出荷品質に起因する欠陥に対して補償いたします。

最初の（新品での）販売先となるお客様（以下「カスタマー」という）に販売した日から180ヶ月の間、太陽電池モジュールの品質が基準を満たさない場合、リープトンエナジー株式会社は修理または交換を致します。

この場合の修理、交換は、唯一包括的に条項1に基づいて適用されるもので、180ヶ月間の期間を経過した後まで延長するものではありません。また、この補償はカスタマーのみに対して直接実施されるもので、具体的な発電量を保証するものではありません。発電量については、条項2で規定されます。

### 条項2. 制限付ピーク電力保証（制限付賠償）

1) 電力測定の条件：納品モジュールの直流電力値の測定は標準測定条件（光強度1000W/m<sup>2</sup>、温度25℃、AM1.5）の下で行われる。

（1000W/m<sup>2</sup>は基準太陽光のこと。温度は25℃。AM（エアマス）1.5は大気通過量が真上から入射した太陽光線に比べて1.5倍であること。）

2) 品質保証の条件：販売・施工業者は、製品の運搬、システム設計、設置と使用に対し取扱説明書に基づく適切な方法を採用しなければならない。製品のシステム設計、設置、動作環境と保守は設置指針と関連法規に従うこと。



## リープトンエナジー株式会社 Lepton Energy Co.,Ltd

### 3) 電力減衰

- a) 単結晶モジュール：システムが設置されて運転を開始してからの1年間、出力は弊社製品の公称最大出力の97%以上であることを保証します。2年目については、出力は弊社製品の公称最大出力の96%以上であることを保証します。以降、年平均出力は、1年あたり0.7%を超えて減少しないことを保証します。10年後、出力はその公称最大出力の90%以上であることを保証します。25年後に出力が公称最大出力の80%以上であることを保証します。
- b) 多結晶モジュール：システムが設置されて運転を開始してからの1年間、出力は弊社製品の公称最大出力の97.5%以上であることを保証します。2年目については、出力は弊社製品の公称最大出力の96.5%以上であることを保証します。以降、年平均出力は、1年あたり0.7%を超えて減少しないことを保証します。10年後、出力はその公称最大出力の90%以上であることを保証します。25年後に出力が公称最大出力の80%以上であることを保証します。

### 条項3. 免責と制限

次の免責事項に該当する場合は、如何なる場合においても保証の対象外とし、弊社は責任を負いませんのでご了承ください。

- A. 全ての補償の申請は保証期間中に行わなければなりません。
- B. 条項1と条項2に記述されている「製品保証」と「ピーク電力保証」は次の状況下では適用されません。
- ・間違った使用方法、誤用、不注意・怠慢または事故の場合。
  - ・改造、不適切な設置または使用をした場合。
  - ・リープトンエナジー株式会社の設置、使用、保守マニュアルを遵守しなかった場合。



## リープトンエナジー株式会社 Lepton Energy Co.,Ltd

- ・リープトンエナジー株式会社が認証した技術者以外の者による修理や変更を行なった場合。
  - ・電源サージ（電圧急上昇）、落雷、洪水、火災、事故による破損、またはリープトンエナジー株式会社の制御できない事象で発生した破損の場合。
- C. 制限付保証には、太陽電池モジュールの設置費用・取り外し費用・再設置費用などの関連費用を含みません。
- D. 設置されていない場合、太陽電池モジュールの電力ピーク値に対する保証は条項2の規定とします。
- E. 太陽電池モジュールの型番またはシリアルナンバーが変更、消去、または判読不能になった場合、補償の対象外とします。

### 条項4. 保証範囲の制限

リープトンエナジー株式会社の書面による承認がない限り、太陽電池モジュールの保証に記述された保証内容は、包括的・排他的なものであり、他の如何なる書面または口頭による保証（商業的保証、特別な目的で作られた保証など）に優先されるものとします。

リープトンエナジー株式会社は、太陽電池モジュールに起因する設備の損失、または人身の傷害や財産の損失、またはその他の損失損害に関して、如何なる責任も義務も負うものではありません。

利用の損失、利益の損失、生産の損失、収入の損失などについても損害について責任を負うものではないものとします。



## リープトンエナジー株式会社 Leapton Energy Co.,Ltd

リープトンエナジー株式会社の損害に対する責任は、カスタマーがモジュールに対して支払った請求書記載の金額を超えない事とします。

### 条項5. 保証の履行

カスタマーは太陽電池モジュールの保証の対象になるクレームと判断したならば、直ちに書面で①販売者あるいは②リープトンエナジー株式会社の特約販売店、あるいは③リープトンエナジー株式会社に送付してください。また、カスタマーは製品購入日を証明する書類を同封してください。制限付保証の適用となった場合、販売者または特約販売店は請求に関する助言を与えるものとします。場合によっては、カスタマーは書面でリープトンエナジー株式会社に協力を要請することができますが、リープトンエナジー株式会社が書面による連絡を行ってから太陽電池モジュールなどを返送してください。

### 条項6. 紛争

発生から1年以上経過した事項に関しては、カスタマーは当該制限付保証に関する一切の議論・求償ができないものとします。

### 条項7. その他事項

太陽電池モジュールの修理または交換、または追加の太陽電池モジュールが供給された場合、その時点から新たに保証が開始される訳では無く、元の太陽電池モジュールの保証期間が継続されます。期間は延長されません。

交換された旧太陽電池モジュールは即座にリープトンエナジー株式会社の所有物となります。賠償請求された時点で交換する太陽電池モジュールが製造中止になっている場合、リープトンエナジー



## リープトンエナジー株式会社 Lepton Energy Co.,Ltd

株式会社は、異なるタイプの太陽電池モジュール（寸法、色、形状および/または出力が異なるもの）を提供するか選択できるものとします。

購入した太陽電池モジュールがこの制限付保証の適用外となっている場合、カスタマーは適用保証についてリープトンエナジー株式会社にご連絡ください。

### 条項8. 不可抗力

自然災害、戦争、騒乱、ストライキなどのため、十分な労働力、材料、金型、生産能力、技術などを獲得することができない場合、または如何なる予見・制御することができない事項（太陽電池モジュールの売買や賠償請求が行われた時点で、事前に予見・理解することができない技術・商業上の問題または環境条件を含む）で、この制限付保証条項の履行不能や履行遅延を招いた場合、リープトンエナジー株式会社はカスタマーや第三者に対して如何なる責任を負いません。この場合、リープトンエナジー株式会社は前記保証の義務を一時停止し、当該期間の関連損失に対して責任を負いません。

「定格電力」は太陽電池モジュールが最大電力時点でSTC条件の下で発生したワット（Watt）を単位とした電力ピーク値であり、次の通り定義される。

- (1) AM（エアマス）1.5の光スペクトラム
- (2) 1000W/m<sup>2</sup>の照射量
- (3) 直角照射時で、25°Cのセル温度

これらの測定は、製造時点でのリープトンエナジー株式会社の検査基準に基づき、IEC 61215規格に準拠して実施するものとします。

※本保証は日本国内においてのみ有効です。